

住宅の省エネ・省CO₂化に向けた 経済産業省 国土交通省 環境省 による3省連携の取り組み

令和3年度 3省連携事業



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス の 推進に向けた取り組み

国土
交通省

さらに省CO₂化を進めた先導的な低炭素住宅
ライフサイクルカーボンマイナス住宅 (LCCM住宅)
令和3年度予算案／74.9億円の内数

ZEHに対する支援

経済
産業省

将来のさらなる普及に向けて供給を促進すべきZEH
次世代ZEH+、集合住宅(超高層)
令和3年度予算案／83.9億円の内数

環境省

引き続き供給を促進すべきZEH、ZEH+
戸建て住宅、集合住宅(高中低層)
令和3年度予算案／110億円の内数
令和2年度補正予算／45億円の内数

国土
交通省

中小工務店が連携して建築するZEH
ZEHの施工経験が少ない事業者に対する優遇
令和3年度予算案／140億円の内数
令和2年度補正予算／10億円の内数

省エネ性能表示
(BELS)
を活用した
申請手続きの
共通化

関連情報の
一元的提供

我が国では、エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)において、
「住宅については、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」
とする政策目標を設定しており、

地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)においても
同様に政策目標を設定しています。

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、
経済産業省・国土交通省・環境省は連携して、
住宅の省エネ・省CO₂化に取り組んでいきます。

▶ 各事業の情報は以下のホームページでも公開しています。

| 経済産業省 | http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh/
| 国土交通省 | http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html
| 環境省 | <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/zeh.html>

経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー課
国土交通省 住宅局住宅生産課
環境省 地球環境局地球温暖化対策課

▶ 3省による支援制度

区分		LCCM住宅 (ライフサイクルカーボンマイナス住宅)	次世代ZEH+ (次世代ゼッチプラス)		ZEH+ (ゼッチプラス)	ZEH (ゼッチ)	ZEH-M (ゼッチマンション)				
補助事業名称		サステナブル建築物等先導事業 (省CO ₂ 先導型) 国土交通省	次世代ZEH+実証事業 経済産業省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 環境省		地域型住宅グリーン化事業 国土交通省		超高層ZEH-M実証事業 経済産業省	集合住宅の省CO ₂ 化促進事業 (高層ZEH-M支援事業)(低中層ZEH-M支援事業) 環境省		
対象となる住宅		LCCM住宅 (さらに省CO ₂ 化を進めた先導的な住宅)	再エネなどのさらなる自家消費の拡大を目指した次世代ZEH+	より高性能なZEH(ZEH+)		注文・建売住宅におけるZEH	中小工務店などによる木造住宅のZEH	住宅用途部分が21層以上におけるZEH-M	住宅用途部分が6～20層におけるZEH-M	住宅用途部分が1～5層におけるZEH-M	
主な要件	外皮性能		強化外皮基準		強化外皮基準		強化外皮基準		全住戸において強化外皮基準		
	太陽光発電などを除く一次エネルギー消費量		省エネ基準から ▲20%以上		省エネ基準から ▲25%以上		省エネ基準から ▲20%以上		共用部を含む住棟全体について、省エネ基準から ▲20%以上		
	原則	省エネ基準から ▲100%以上									
	太陽光発電などを含む一次エネルギー消費量	原則以外	—	寒冷、低日射、多雪地域においては、 Nearly ZEH+ (省エネ基準から ▲75%以上) での申請も可能	寒冷、低日射、多雪地域においては、 Nearly ZEH (省エネ基準から▲75%以上) での申請も可能 都市部狭小地、多雪地域などにおいては、 ZEH Oriented (再生可能エネルギーを加味しない) での申請も可能	寒冷、低日射、多雪地域においては、 Nearly ZEH (省エネ基準から▲75%以上) での申請も可能	Nearly ZEH-Mは、省エネ基準から ▲75%以上 ZEH-M Readyは、省エネ基準から ▲50%以上 ZEH-M Orientedは、再生可能エネルギーを加味しない		Nearly ZEH-M (住宅用途部分1～3層)は、省エネ基準から ▲75%以上 ZEH-M Ready (住宅用途部分4、5層)は、省エネ基準から ▲50%以上		
	その他		LCCO ₂ 評価の結果が0以下となること	以下のうち、2つ以上を実施 ・外皮性能のさらなる強化 ・高度エネルギーマネジメント (HEMSなど) ・電気自動車への充電 上記に加え ①V2H設備 ②蓄電システム ③燃料電池 ④太陽熱利用温水システムのいずれかを導入	—	—	・中小住宅生産者、原木供給、建材流通などの関係事業者からなるグループで応募 ・土砂災害特別警戒区域は補助対象外	ZEHデベロッパーが携わり、BELSを用いて広報活動などを行うこと 申請は原則として1棟ごとに受け付け		—	—
補助額		CASBEE B+ランク以上または、長期優良住宅認定	ZEHビルダー／プランナーが設計、建築、改修、または販売する住宅であること		定額105万円/戸 に加え、①～④の設備に係る費用を支援(調整中) (注文住宅、建売住宅、TPOモデル ^{※5} を活用するものごとに補助件数を設定)	定額105万円/戸 蓄電システム2万円/kWh (上限20万円かつ、補助対象経費の1/3以内 ^{※2})	定額60万円/戸 蓄電システム2万円/kWh (上限20万円かつ、補助対象経費の1/3以内)	上限140万円/戸 (施工経験4戸以上の事業者は上限125万円/戸)かつ 掛かり増し費用1/2以内 地域材の活用により 上限20万円加算 三世帯同居への対応または若者・子育て世帯については、加算(調整中)	補助対象経費の2/3以内 (2力年目(令和4年度)以降は1/2以内を予定)	補助対象経費の1/2以内 ^{※3} かつ 上限8億円/件(3億円/年)	定額50万円 ^{※3} ×住棟に含まれる戸数かつ、 上限6億円/件(3億円/年) 蓄電システム2万円/kWh ^{※3} (上限20万円/戸 ^{※4} かつ補助対象経費の1/3以内) (住戸部分に限る) 低炭素化に資する素材を一定量以上使用、または先進的な再生エネルギー熱利用技術を活用する場合、定額加算
備考		事前枠付与方式 ^{※1}	—	—	—	—	—	—	—	—	

▶ 募集開始時期および採択時期などは別途公表予定

※1 事前枠付与方式: 事業者は建築予定戸数を提案し、採択された戸数の範囲内で要件を満たす住宅に対して補助を受ける方式 ※2 補助額: 蓄電システム、低炭素化に資する素材、先進的な再エネ熱利用技術を導入する際は、環境省「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」「集合住宅の省CO₂化促進事業」のメニューの一部にて支援

※3 補助額: 令和元年度からの継続事業は、同年度の補助率・額から変更なし ※4 補助額: 一定の条件を満たす場合は上限24万円/戸 ※5 TPOモデル: 居住者以外の第三者が太陽光発電システムの設置に係る初期費用を負担して設備を保有するモデル

快適・安心に暮らす 省エネ住宅のススメ

省エネ住宅とは

省エネ性能に関する2つの基準

1

住まいの熱を快適に
コントロールできること!

屋根・外壁・窓などの
断熱の性能に関する基準があります。
(外皮基準)

屋根や壁を断熱材
や高断熱窓でくるん
で、魔法瓶のような
構造にするんですね



2

住まいのエネルギーを
賢く使えること!

暖冷房、換気、給湯、照明など住宅で使う
エネルギー消費量に関する基準があります。
(一次エネルギー消費量基準)



高効率のエアコンや
給湯器、LED照明に
して、エネルギーを
上手に使うんですね!

省エネ住宅のメリット

メリット① 環境&家計に優しい



省エネ性能の高い家電や照明、効率の
良い給湯器など最新の機器・設備を
導入することでエネルギーの使用を削減
でき、環境も家計もプラスに。
また、太陽光発電などでエネルギーを
作り出せば、さらに省エネです。

メリット③ 毎日の健康な暮らしを



断熱性能が高く暖かい住宅は、ヒート
ショックの防止、高血圧症の防止など、
住まい手の健康作りにつながります。

メリット② 一年中快適な空間に



断熱性能が高いと部屋の中が均一に
同じ温度に保たれ、一年中、24時間
快適に過ごすことができます。

メリット④ 災害時も頼りに



太陽光発電システムや家庭用蓄電池
などを備えておけば、停電時や災害時
など、もしもの時に頼りになります。

省エネ住宅のメリットや
ポイントの詳しい情報はこちら

省エネ住宅のススメ

検索

<http://shoene-jutaku.jp>

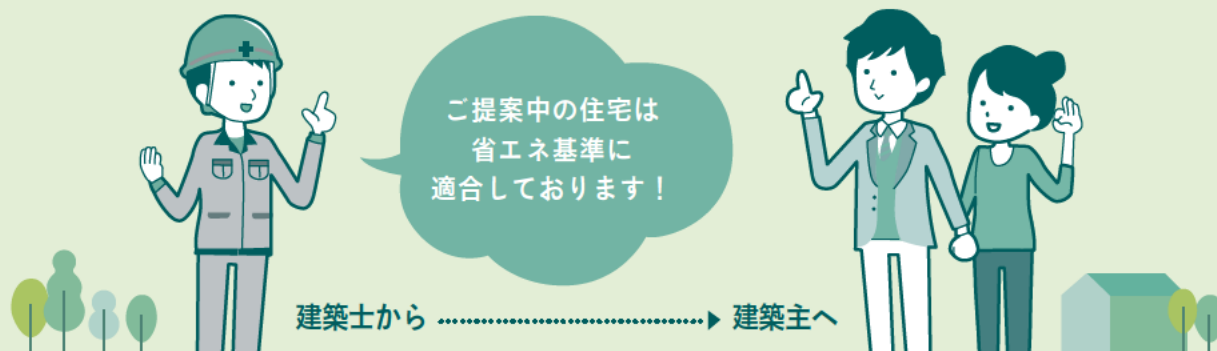


説明義務制度とは

建築士は、300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で義務付けられています。

また、建築主は、建てようとする住宅について、省エネ基準に適合するよう努力義務が同じ法律で課せられています。建築士から積極的に説明を求めて、省エネ基準に適合する住宅を目指しましょう。

※建築主が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われません。



説明内容

- ① 省エネ基準への適否
- ② (省エネ基準に適合していない場合) 省エネ性能確保のための措置の内容

制度・省エネ基準に関するご質問は
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

省エネサポートセンター
☎フリーダイヤル 0120-882-177
(受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30)

設計・工事監理に関するご質問は
一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会

建築物省エネ アシストセンター
TEL: 03-5276-3535
(受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～16:00)

建築士からの省エネ性能の説明に関するご相談は
各地域の建築士事務所協会

電話番号は で
※不明な場合は、日本建築士事務所協会連合会へ問合せください。
TEL: 03-3552-1281 URL: <http://www.njr.or.jp/>

その他、住宅に関するトラブルのご相談は
公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル. 0570-016-100
※一部の IP 電話からは、03-3556-5147
(受付時間：平日 10:00～17:00)

☐ **省エネ基準への適合を希望します** 氏名

建築士からの評価及び説明を希望しない場合には、以下についてご記入下さい。

建築士の氏名 殿 年 月 日

建築士 登録 第 号

建築主の氏名

建築物の所在地

☐ 評価及び説明を要しません